



使ってみようEPA②

日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部上席主任調査研究員 長島忠之

2022年9月9日

EPA特惠税率を適用するための3条件

条件①EPA特惠税率

輸出入される産品に関し、EPA特惠税率が設定されていること

条件②原産地基準

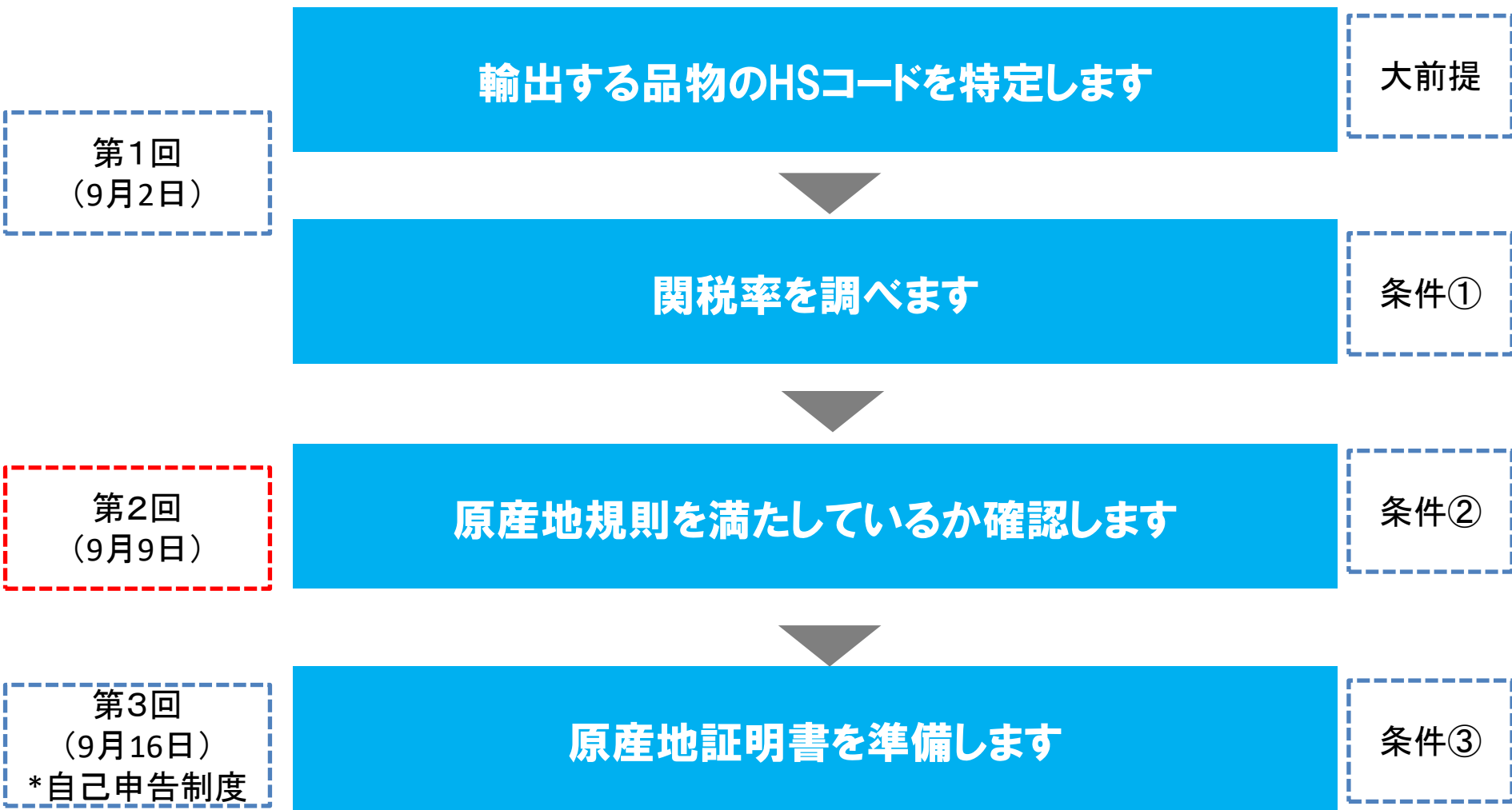
生産された貨物が、「原産品」とであると認められること(=原産地基準を満
たしていること)

条件③手続的要件

税関に対して、原産地証明書または原産品申告書等及び(必要に応じ)運
送用件証明書(*)を提出するなど、必要な手続きを行うこと

(*) 運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な積送基準を満たしていること)

EPA利用の流れ



EPA原産品の大原則

EPA協定締結国内で最終製造・加工がなされる



EPA協定締結国内で一定の「付加価値」がついた等の要件を満たす



各EPAで定められた原産地規則を理解することが必要
(同じ品目であってもEPA毎に異なる原産地規則となっている場合がある)

(例) 日EU・EPA



日本またはEU域内で生産されていない製品(「非原産品」)は
特惠税率の対象外。

日EU・EPA
締約国内



日本又はEU内生産品



日本又はEU内で生産され、かつ、一定の
「付加価値」が付いた等の要件を満たした
製品(「原産品」)は特惠税率の対象となる。

EPA原産品として認められるか？？？

日本で生産しているから・・・

➡ 材料の多くをEPA締結国以外の国から調達している場合は？？？

材料を日本のサプライヤーから全て購入しているから・・・






➡ サプライヤーの生産拠点がEPA締結国以外の国である場合は？？？

「Made in Japan」のラベルを貼れるから・・・

➡ 他の制度でMade in Japanと認められることと、EPAの原産地規則とは無関係

【日本の経済連携協定(EPA)等締結状況➡重層化】

| EPA | 発効年・月 | EPA | 発効年・月 |
|--------|---------|---------|---------|
| シンガポール | 2002.11 | ベトナム | 2009.10 |
| メキシコ | 2005.04 | インド | 2011.08 |
| マレーシア | 2006.07 | ペルー | 2012.03 |
| チリ | 2007.09 | オーストラリア | 2015.01 |
| タイ | 2007.11 | モンゴル | 2016.06 |
| インドネシア | 2008.07 | TPP11 | 2018.12 |
| ブルネイ | 2008.07 | EU | 2019.02 |
| ASEAN | 2008.12 | 米国 | 2020.01 |
| フィリピン | 2008.12 | 英国 | 2021.01 |
| スイス | 2009.09 | RCEP | 2022.01 |

-  日ASEAN・EPA(発効国)
-  TPP11加盟国(発効国)
-  RCEP(批准書等寄託済み)
-  TPP11加盟国(未発効国)
-  RCEP(批准書等未寄託)

点火プラグ(8511.10)のEPA特恵税率を確認すると… (例:タイ、ベトナム、メキシコ)

| 国名 | 種別 | 税率 |
|------|------------|------|
| タイ | 一般税率(MFN) | 10% |
| | 日タイEPA | 0% |
| | 日ASEAN・EPA | 0% |
| | RCEP | 9% |
| ベトナム | 一般税率(MFN) | 10% |
| | 日ベトナムEPA | 0% |
| | 日ASEAN・EPA | 0% |
| | TPP11 | 0% |
| | RCEP | 9.1% |
| メキシコ | 一般税率(MFN) | 5% |
| | 日メキシコEPA | 0% |
| | TPP11 | 0% |

(注)RCEPは発効時(2022年1月1日)の税率

品目別原産地規則を比較して、より緩やかな規定をしているEPAを活用



自社で輸出する場合

いずれのEPAの特恵税率は無税(0%)



EPAを活用している企業に納入する場合

納入先企業が採用しているEPAの原産地規則に従う

点火プラグ(8511.10)品目別原産地規則

判断基準(例)



| 国名 | EPA | 品目別原産地規則 | 関税分類変更基準 | 点火プラグ部品 (HS851190)域外 品の使用 | 付加価値基準 (域内原産割合) |
|------|------------|--|----------|---------------------------------|---------------------------------|
| タイ | 日タイEPA | 第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の 製品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八五 一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の製品への 関税分類の変更を必要としない。) | 6桁 | ○ | 40% |
| | 日ASEAN・EPA | 一般ルール(注) | 4桁 | X | 40% |
| ベトナム | 日ベトナムEPA | LVC四十パーセント又は、CTSH | 6桁 | ○ | 40% |
| | 日ASEAN・EPA | 一般ルール(注) | 4桁 | X | 40% |
| | TPP11 | 第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の 製品への他の号の材料からの変更 | 6桁 | ○ | 未設定 |
| メキシコ | 日メキシコEPA | 第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の 製品への他の項の材料からの変更又は、第八五一一・一〇 号から第八五一一・八〇号までの各号の製品への第八五 一一・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の 項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び 域内原産割合が六十五パーセント以上であること。 | 4桁 | X | 未設定 8511.90からの変更の場合→ 65% |
| | TPP11 | 第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の 製品への他の号の材料からの変更 | 6桁 | ○ | 未設定 |

(注)協定本文に規定:他の項の材料からの変更又は付加価値40%以上

【第三者証明制度】

日本商工会議所 EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

特定原産地証明書で輸出ビジネスをサポートします。

初心者向けコンテンツ

EPAとは? 特定原産地証明書とは? 取得までの流れ 企業登録

最新情報

- 2022/8/15 《原産地協会 主催》第一種特定原産地証明書(EPA) セミナー
- 2022/8/5 特定原産地証明書発給事業の仕様に係るご案内
- 2022/8/3 ※登録申し込み受付中※【東京共同会計事務所】EPA対応デスク・初心者向けワークショップの開催
- 2022/8/2 【原産地協会】特定原産地証明書発給事業一時停止についてのご案内
- 2022/8/15 《原産地協会 主催》第一種特定原産地証明書(EPA) セミナー
- 2022/8/3 ※登録申し込み受付中※【東京共同会計事務所】EPA対応デスク・初心者向けワークショップの開催
- 2022/6/27 ※登録申し込み受付終了※【名古屋商工会議所】EPA(RCEP等)の概要と活用および第一種特定原産地証明書の申請手続きセミナー
- 2022/6/27 ※登録申し込み受付中※【東京共同会計事務所】特定原産地 JAFAS 情報紹介セミナー

お客様サポート

- 初級テキスト (特定原産地証明書発給事業のご案内)
- よくある質問
- パスワード再発行
- お問い合わせ先一覧

マニュアル

- 動画による解説
- 取得のためのマニュアル
- パンフレット
- チェックリスト

ステップ1 輸出品のHSコードを確認する

ステップ2 EPA税率の有無や税率を確認する

ステップ3 各EPAに定められた輸出品に係る規則等を確認する

ステップ4 輸出品に係る原産性を確認する

ステップ5 「企業登録」をする

ステップ6 「原産地判定依頼」を行う

ステップ7 「特定原産地証明書の発給申請」を行う

共通

| 第三者証明制度(日本商工会議所) | | 自己申告制度(自己証明制度) |
|------------------|---|---|
| ステップ1 | 輸出製品のHSコードを確認する | 輸出製品のHSコードを確認する |
| ステップ2 | EPA税率の有無や税率を確認する | EPA税率の有無や税率を確認する |
| ステップ3 | 各EPAに定められた輸出製品に係る規則等を確認する | 各EPAに定められた輸出製品に係る規則等を確認する |
| ステップ4 | 輸出製品に係る原産地性を確認する (原産品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等) | 輸出製品に係る原産地性を確認する (原産品であることを明らかにする資料、 裏付け資料の作成等) |
| ステップ5 | 「企業登録」をする | 原産地証明書(原産地に関する申告文) を作成する |
| ステップ6 | 「原産品判定依頼」を行う | |
| ステップ7 | 「特定原産地証明書の発給申請」を行う | |

ジェトロのおすすめ記事

下記URLや二次元バーコードからアクセスできます。

日本企業のFTA、EPA活用 事例 | 特集

[https://www.jetro.go.jp/
biznews/feature/FTA202
0.html](https://www.jetro.go.jp/biznews/feature/FTA2020.html)



日EU・EPAに対する各国の 見方と特恵関税の活用 | 特集

[https://www.jetro.go.jp/bi
znews/feature/eujapanep
a.html](https://www.jetro.go.jp/biznews/feature/eujapanepa.html)

